

休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

株式会社 北海道銀行

1. 休眠預金等活用法とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(2018年1月1日施行)の略称です(以下、休眠預金等活用法といたします)。
2. 休眠預金とは、10年を経過して入出金等の「異動事由」がない預金のことを指し、お客様の「預金」(注)が休眠預金となりました場合、預金保険機構に移管され、民間公益活動の促進に活用されることとなります。
(注)休眠預金等活用法上の預金等に該当する北海道銀行の「預金」および「異動事由」に該当するお取引の一覧は当お知らせ【別紙】をご参照ください。
3. 移管対象予定の預金につきましては、事前に北海道銀行ホームページにおきまして電子公告によりお知らせいたします(初回の電子公告は2018年11月頃の予定です)。また、休眠預金等活用法および同法施行規則に基づき、移管対象予定の預金残高が1万円以上ある場合には、電子公告前に当該お客様に対しまして郵送により通知いたします。なお、当該お客様が本通知を郵送にてお受け取りになられた場合、当該預金につきましては、通知発送日を基準として10年間は休眠預金となる(預金保険機構に移管される)ことはありません。
4. お客様の預金が休眠預金となっているかご確認いただく場合には、お通帳等の口座番号やお取引状況が分かる書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの北海道銀行にお申し付けください。
5. 休眠預金は2019年1月以降発生いたしますが、北海道銀行におきましては、2019年9月以降に預金保険機構への初回の移管を予定しております。
6. お客様の預金が休眠預金として預金保険機構に移管された場合でも、お通帳やお届けのご印鑑、本人確認書類をお持ちいただくことで、払い戻しや引続き北海道銀行の預金口座としてご利用いただくことが可能ですのでご安心ください。
7. 休眠預金等活用法の詳細につきましては、以下の内閣府や金融庁のウェブサイト等もあわせてご参照ください。

内閣府(休眠預金等活用担当室)ホームページ

http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

「民間公益活動促進のための休眠預金等活用」

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>

「預貯金者の方などのためのQ & A・休眠預金等活用法に関する関係資料」

以上

(平成29年12月26日現在)

休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ【別紙】

株式会社 北海道銀行

休眠預金等活用法上の預金等に該当する北海道銀行の「預金」および「異動事由」に該当するお取引の一覧

預金 (種別・種類)	北海道銀行が許可を受けている異動事由に該当するお取引						法定異動事由に該当するお取引	
	通帳			証書		預金種別変更		口座移管 (取扱店舗変更)
	発行	記帳	繰越	発行	繰越			
当座預金		/		/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・引出し ・預入れ ・振込みの受入れ ・振込みによる払出し ・口座振替その他の事由による預金残高の異動 ・手形または小切手の提示、その他の第三者による支払の請求 ・預金者等による公告対象となっている預金に係る情報提供の求め 	
普通預金				/	/			
スマートLeaf	/	/	/	/	/			
社員預金				/	/			
貯蓄預金				/	/			
納税準備預金				/	/			
通知預金								
定期預金								
積立定期預金				/	/			
定期積金				/	/			
非居住者円普通預金				/	/			
非居住者円定期預金				/	/			
別段預金	/	/	/	/	/			

ご留意いただきたい事項

- (1) 休眠預金等活用法上の預金等に該当しない北海道銀行の預金：財形預金・マル優口座・譲渡性預金・仕組預金・外貨預金
- (2) 上記異動事由に該当するお取引の一部には別途条件があります。
- (3) 総合口座取引規定等に基づいて総合口座に含まれる他の預金の上記お取引も異動事由に該当する場合があります。
- (4) 詳細は「休眠預金等活用法に係る規定」をあわせてご覧ください。

(平成29年12月26日現在)